

(案)

資料2

議案第9号

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の
一部改正について

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、職員の配置に関する規定を整理するため、改正する必要があるからである。

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年
愛西市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第9条中「置く」を「置くことができる」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員) 第9条 診療所に診療所長、事務局長、薬剤師、看護師長、看護師、事務職員及びその他必要な職員を<u>置くことができる</u>。</p>	<p>(職員) 第9条 診療所に診療所長、事務局長、薬剤師、看護師長、看護師、事務職員及びその他必要な職員を<u>置く</u>。</p>

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正の概要

- 第1 改正の概要
職員の配置に関する規定を整理するもの
- 第2 改正の理由
職員の配置に関する規定を整理する必要があるため
- 第3 改正の内容
職員を置くとしている規定を置くことができる規定に改正するもの
- 第4 施行期日
令和6年4月1日